

日本籍内航船等の脱出設備に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編
(日本籍船舶用)

改正事項

日本籍内航船等の脱出設備に関する事項

改正理由

2000 年に SOLAS 条約第 II-2 章の大改正が行われ、SOLAS 条約第 II-2 章第 13 規則及び同条約から強制要件として参照される火災安全設備コード (FSS コード) 第 13 章に脱出設備の詳細に関する規定が取り入れられている。

本会は、2002 年に上記に対応する鋼船規則 R 編等の改正を行ったが、上記脱出設備の詳細に関する規定については、内航船等に対する斟酌規定を設けていなかったことから、国内法による要件と差異が生じていた。

今般、国内法との差異を解消すべく、関係告示及び検査心得に基づき関連規定を改めた。

改正内容

総トン数 500 トン未満の船舶、航路制限のある船舶及び漁船について、脱出設備の要件に対する斟酌規定を追加した。